

受付番号	
------	--

罹災証明申請書

申請日	年 月 日
-----	-------

(あて先) 八戸市長

※太線の中を記入してください。
※(窓口受付時) 窓口に来た方の本人確認書類を提示してください。
※罹災証明書は被害調査後に調査結果に基づき発行します。
※相当の理由がある場合には罹災証明書の交付をうけた翌日から起算して3月以内に再調査申請ができます。

申請者	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	日中の連絡先 ／連絡先名称			
罹災場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所 に同じ	八戸市		
罹災住家等	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他()			
申請者と罹災 住家等の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者			
罹災世帯の 構成員 (居住者) ※申請者含む	氏名	生年月日	氏名	生年月日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
罹災原因	年 月 日 の による			
罹災届出内容				
証明必要通数 ／必要理由	通			
罹災住家等の 所有者記載欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用することに同意しますか。			<input type="checkbox"/> 同意します 年 月 日
	氏名	住所 (電話番号)		
		()		
	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
同意できない場合の理由				
本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()			

<記入上の留意点>

- 申請者は、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所・氏名・電話番号・（現在の連絡先が住所と異なる場合）現在の連絡先を記入してください。
代理人の場合は、代理人本人であることが確認できるものを提示し、申請者からの委任状を提出してください。
- 「罹災場所」欄には、被害のあった建物の住所（アパートなどの建物名称等も含む）を記入してください。
- 「罹災住家等」欄には、住家（現に人が住んでいる家、アパート等）の該当する項目にレ点を記入してください。
- 「申請者と罹災住家等の関係」欄には、申請者が住家等の所有者、管理者、使用者のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入してください。
- 「罹災世帯の構成員」欄には、罹災世帯員（申請者も含む）の氏名を記入してください。
- 「罹災原因」欄には、罹災した原因を記入してください。
※ 例：「令和〇〇年〇月〇〇日発生の〇〇〇〇〇〇〇地震による」
「令和〇〇年〇月〇〇日の台風第〇〇号に伴う豪雨による」
- 「罹災届出内容」欄には、被害を受けた内容を具体的に記入してください。
なお、罹災証明書の申請の場合は、母屋を中心に記入してください。
※ 例：「地震により〇〇㎡の住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった」
「大雨による増水で〇〇町〇〇一体が浸水し、床上浸水した」
- 「証明必要枚数/必要理由」欄には、罹災証明書の必要枚数を記入した上、必要とする理由及び罹災証明書の提出先名称等を記入してください。
- 「罹災住家等の所有者記載欄」には、罹災住家等の所有者の同意がある場合に「同意します」欄にレ点を記入した上、氏名・住所（電話番号）を記入してください。
同意ができない場合には、その理由を記入してください。

<罹災証明書について>

- 罹災証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。民事上の権利義務関係の効力を確定させるものではありません。また、各種支援制度の適用を受けるためには、別途申請が必要となります。
なお、罹災証明書は交付要件に該当する場合のみ発行されます。
- 集合住宅等の場合は一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、罹災証明書の罹災程度と実際の被害程度に差が生じる場合があります。なお、浸水被害の場合は一棟全体ではなく、居住階数に応じて個別に判定します。
- 罹災証明書の罹災程度は、「家屋」を屋根、壁、構造体等の各部位別に表面に現れた被害を観察して判定しますので、表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、罹災証明書の罹災程度と実際の被害程度が異なることもあります。